環境と人権

石炭火力発電からのダイベストメントを！

投資撤退

日本に融資中止を求めるインドネシアの住民たち

⬆バタン石炭火力発電所事業地沿岸近くの掘削現場周辺での抗議アクション後、農地へのアクセスを遮断されたフェンス傍のテントで今後を話し合う農民・漁民ら。テントは3月下旬から事業反対の意を示す場として維持されている（2016年6月4日、現地住民より）。

2015年11月、COP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で「パリ協定」が締結された。温暖化防止に向けて、他の燃料と比べて温室効果ガスをたくさん出す石炭火力発電には特に厳しい目が注がれているにもかかわらず、日本はこれに積極的で、アジア諸国への輸出にも取り組んでいる。しかも輸出先のインドネシアでは深刻な人権侵害が起きており、住民たちは来日して政府などに融資の中止を訴えている。

NPO法人「環境・持続社会」研究センター（JACSES）によれば、日本のJBIC（国際協力銀行）などは、アジアを中心に2003年から30以上の石炭火力発電所の融資をしており、融資検討中あるいは検討見込みの事業も現在10件超ある。

インドネシア政府は24年までに35ギガワットの発電能力増強を目指しており、日本はインドネシアが自給できる石炭火力の融資に力を注いでいる。

融資中止を求める現地住民のほとんどは農業や漁業を営む人々だ。すでに稼働している西ジャワ州チレボン石炭火力発電所（660メガワット、拡張工事1000メガワットを計画中）をはじめとして、次々と住民たちが抗議に立ち上がっている状況だ。

住民を無視した事業

来日した中部ジャワ州のバタン石炭火力発電所（2000メガワット）に反対する住民たちは「周辺の海や土壌の汚染による生活影響、排気ガスによる健康被害を危惧している。私たちは先祖代々営まれてきた生活と土地を手放したくはない」と訴える。

バタン県においては、まず住民に対して事業の情報公開がなされず、環境アセスの調査結果も適切に知らされていない。地元で開催される説明会には農業者や漁民は招待されず、意見を表明する機会はなく、事業に賛成する人々ばかりが招待される。批判的な地権者が招かれてもアリバイだけで、意見が通ることはない。そして土地収用にあたっては、職業の十分な補償が伴わない。土地を売らない人たちはチンピラなどによる脅迫などを受け、土地を荒らされるなどの嫌がらせを受けている。

バタン県の住民たち約7000人は11年、UKPWR協会を設立。州・政府に対してデモや要請を行なってきた。この運動によって土地収用は滞り、事業の融資調達期限は、12年以来4年半、延長されてきた。しかしインドネシア電力会社が昨年4月から、フェンスを造って住民が農地へ入れないようにしたり、事業者が契約した国軍・工兵隊が、かんがい設備を破壊するなどの強行手段に出ている。そしてJBICは同6月、融資を決めた。

JICA（国際協力機構）による建設計画がある西ジャワ州インドラマユ石炭火力発電所（2000メガワット）においても、同様の反対運動が起きており、住民たちは3月に来日して抗議した。インドラマユにはすでに中国の支援で建設された石炭火力発電所があり、小作農は農地を失い、海では魚が捕れなくなり、生活にあえぐ人が続出している。

⬆バタン石炭火力発電事業に5年間、反対し続けている地元住民の声、また、同事業に伴う深刻な人権侵害や環境社会・気候変動への影響を指摘してきた国内外の市民社会の声を無視し、JBICは融資を決定。FoE Japan、気候ネットワークなどは、JBIC前で緊急抗議アクションを決行した（2016年6月6日＝FoE Japan）。⬇来日して石炭火力発電所建設に抗議するインドラマユの住民たち。（3月21日、参議院議員会館で）。

「援助」はだれのため

こうした人権侵害を避けるため、JBICやJICAは環境や社会に配慮する「ガイドライン」を自ら定めている。そのため「適切な住民参加」などによる合意形成のプロセスを経る責任があるはずだ。だが、現地調査を行なうなど、この問題に詳しい国際環境NGO「FoE JAPAN」の波多江秀枝さんはこう指摘する。

「ガイドラインの内容自体は評価できますが、運用状況との間にかい離があります。日本側はインドネシアの政府や事業者の報告だけで判断しており、しっかり現地住民の状況を見て、意見を聞くべきです」

また、この「かい離」については、時代の変化が影響しているという。

「ガイドラインが制定されたのは02年。これに沿って現地との協議に丁寧さが求められるところですが、裏腹に、実際には利益を追求するビジネスとしての側面が強くなってきたと感じます。15年には『ODA大綱』も『開発協力大綱』に名前が変わり、官民の連携が強化されました。ビジネスとして求められる開発スピードの弊害が、住民協議や環境社会配慮の軽視につながっているといえます」

環境認可の取消判決

排出ガスの「クリーン」をうたう日本の石炭火力発電だが、そもそも石炭は他の燃料に比べてCO_2排出量が多い上、輸出される技術は日本国内のものより質の劣るものであることも分かっている。「なぜいまさら石炭なのか。再生可能エネルギーなら、まだ話は分かるのに」との住民たちの声が重く響く。

このような中、チレボン石炭火力発電事業の拡張計画に対して、現地地裁が4月19日、環境許認可の取消判決を下した。画期的な判決だったが、これを見越したJBICは前日に融資の決定を行なった。FoE JAPAN、JACSES、NPO法人気候ネットワークの3団体はJBICに対し、現地国の司法判断と自身のガイドラインを無視した決定だとして抗議声明を発表した。

COP22では温暖化対策に後ろ向きな国に贈られる「化石賞」を受賞し、国内では40以上の石炭火力発電所の建設が進む日本。パリ協定離脱が懸念される米トランプ政権の動向（5月下旬のG7前に新方針決定予定）も注視すべきだが、人々の生活と命を守り、温暖化を防止するためにも、石炭燃料からの「ダイベストメント（投資撤退）」が求められている。

2030年の石炭火力発電による年間死亡数

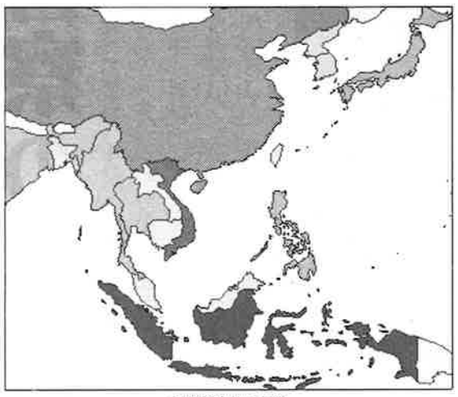

出典：「Environmental Science & Technology」に掲載された論文「Burden of disease from Rising Coal-Fired Power Plant Emissions in Southeast Asia」より。

年間超過死亡数は約7万人に増加と推定

気候ネットワークと国際環境NGOグリーンピースは4月27日、東南アジアと日本を含む東アジアにおける既存・新規の石炭火力発電所から排出されるPM2・5などの大気汚染物質による健康被害について、米ハーバード大の試算結果（日本語版）を発表した。それによれば、2030年には石炭火力発電による年間超過死亡数は6万9660人に上り（現在は約1万9880人）、インドネシア、ベトナム、中国の順で多い。また日本の超過死亡数はマレーシア、韓国よりも上の7番目となっている。